

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数		備考
		バス		
(A) 必要車両台数		20台		
(B) 確保車両台数		計20台以上		
確保先	伊方町	3台程度	伊方町が保有する車両10台 (合計138人)の車両を使用	
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	17台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両 総数265台	

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への経路等

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、PAZ圏内の自家用車で避難できない住民は合計約750人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は県が配車した町内移動車両で、各一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)へ移動。



※1 高浦(たかほ)地区区長宅は予防避難エリアに位置するため、上表の人数の積算対象外
 ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

PAZ圏内から避難先（避難経路所）までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



避難を円滑に行うための対応策

- PAZ及びUPZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、避難車両の誘導及び交通規制を行うとともに、停電時に備えた自家発電機付の信号機や愛媛県、伊方町及び県警による主要交差点における交通整理・誘導、「避難誘導・交通規制用自動制御告示板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

伊方地域における交通対策

- 交通誘導対策**
ヘリの映像伝送による道路渋滞の把握、自家発電機付の信号機の設置や主要交差点等における町職員や県警職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施
- 交通広報対策**
県警が配置した拡声器と音声合成装置を内蔵した「避難誘導・交通規制用自動制御告知板」等による広報を実施
- 交通規制対策**
ヘリの映像伝送による道路渋滞の把握、主要交差点(29箇所)における信号機操作、混雑エリアで交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保

【凡例】

- 自家発電機付信号機
- 避難誘導・交通規制用自動制御告知板
- 交通規制地点

【避難誘導・交通規制用自動制御告示板】



拡声器と音声合成装置を内蔵。広域避難路に8箇所設置

避難経由所 (松前公園)

【ヘリによる映像伝送】



道路渋滞状況を把握し、避難誘導・交通規制

【自家発電機付の信号機】



広域避難路に9箇所設置



避難を円滑に行うための対応策

- 伊方町では自家用車避難を円滑に行うため、あらかじめ、対象となる住民に避難車両を識別するための「避難車両シール」を配布することとしている。
- また、伊方町内全55地区では、伊方町職員と、地区毎の住民、自主防災組織、民生委員、消防団等によるワークショップを開催し、原子力災害時の避難に係る「地区広域避難計画」を策定。
- 「地区広域避難計画」では、地区内の人口・世帯数、避難先、避難手段に加え、避難行動要支援者名簿及びその所在地図等具体的な状況を把握。さらに、自主防災組織・消防団等の支援者の役割分担や定期的なワークショップの開催を取り決める等、避難を円滑に行うための、地域住民の共助による避難支援体制を整備。



避難車両シール



伊方町内全55地区でワークショップを開催
地区毎の広域避難計画を策定

6. 予防避難エリアにおける対応

<対応のポイント>

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリア(4,724人)での防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備し、これらの防護措置を組み合わせることで対応を実施。

- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町^{いかたちょう}は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町^{いかたちょう}は、瀬戸総合体育館^{せと}及び三崎総合体育館^{みさき}に各7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町^{いかたちょう}は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。

予防避難エリアにおける状況に応じた対応

- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）を準備。

【状況の確認】

- ①警戒事態：愛媛県及び伊方町が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態：防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	屋内退避	ケース4
放射性物質放出のリスクが高まった場合			

※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

6-1 . ケース1（陸路避難）における対応

＜ケース1における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用可能な場合

【避難方法】

- ・自家用車・バス等による陸路避難を実施。

(ケース1) 陸路避難を実施する場合

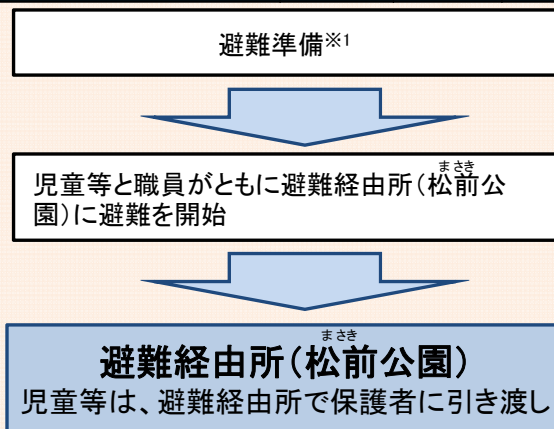
- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経路所(松前公園)に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難を実施。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難を実施。



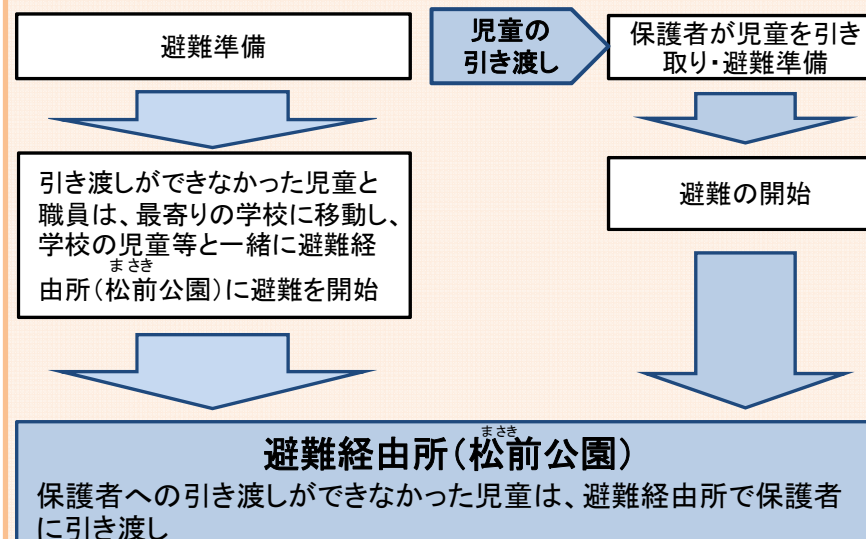
(ケース1) 予防避難エリアの学校・保育所の避難

- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約320人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机 <small>(みつくえ)</small> 小学校	33人	12人	45人
大久 <small>(おおく)</small> 小学校	32人	7人	39人
三崎 <small>(みさき)</small> 小学校	51人	14人	65人
瀬戸 <small>(せと)</small> 中学校	38人	12人	50人
三崎 <small>(みさき)</small> 中学校	42人	14人	56人
三崎 <small>(みさき)</small> 高等学校	119人	26人	145人
合計(6施設)	315人	85人	400人



保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机 <small>(みつくえ)</small> 保育所	13人	8人	21人
川之浜 <small>(かわのはま)</small> 保育所	7人	5人	12人
大久 <small>(おおく)</small> 保育所	11人	4人	15人
三崎 <small>(みさき)</small> 保育所	33人	9人	42人
合計(4施設)	64人	26人	90人



※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。
 ※2: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。